

1 実施時期関係

前回調査は、国民経済計算の精度維持を図るとの統計委員会からの要請により、関係府省間で当初に合意した計画を変更し、平成24年2月1日を調査期日とした。

平成28年活動調査は、「経済センサスの枠組みについて（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会）」の考え方にに基づき、平成28年7月に実施される参議院議員選挙等を勘案し、平成28年6月1日を調査期日とする。

2 調査方法関係

- (1) 正確かつ効率的な統計の作成や、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るため、また、情報通信技術（ICT）の急速な発展に伴う高度情報化社会の進展を踏まえ、平成28年活動調査では、全ての調査員調査の対象の事業所（単独事業所）でオンライン調査を導入する。
- (2) 調査員調査・直轄調査の対象区分について、一部見直しを行い、単独事業所（資本金1億円以上）を直轄調査へと変更する。

3 調査事項・調査票関係

- (1) 母集団情報の整備を進める観点から、小規模事業所の回収率の向上を図るため、調査事項を簡素化した個人経営者用調査票を作成する。
産業共通調査事項と産業細分類格付に必要な調査事項以外を削除。
- (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）における指摘事項等を踏まえ、「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」の調査事項を追加、「従業者数」に係る労働者区分の見直し等を行う。
- (3) 上記のほか、調査票種類の再整理、調査事項の見直しを行う。
民間非営利法人用調査票の新設、「建設業・サービス関連産業A」調査票と「学校教育」調査票の統合
単独事業所調査票に「単独事業所・本所・支所の別等」の追加、企業票に「常用雇用者数」、「支所等数」の追加など

4 調査事務関係

- (1) 調査方法の変更に伴い、調査員・指導員・市町村の事務を再構築する。
- (2) 平成28年活動調査の調査期日と平成28年7月に実施される参議院議員選挙が近接していることから、選挙事務と統計事務を兼務している市町村における事務の輻輳を考慮し、弾力的な事務日程を設定する。

5 集計関係

- (1) 調査票等の変更・利用者ニーズ等を踏まえ、集計表・集計体系について一部見直しを実施する。
- (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）における指摘事項等を踏まえ、売上高等の集計に関する消費税の取扱いについて、政府合意に則った対応を行う。